附録３　事業団新理事長（田中齋氏）報告概要

第９回第三者検証委員会理事長報告概要

１　報告概要

○　フリーな場で議論し、スピード感をもって事業団・センターの改革を進めるため、理事運営会議を設置した。

○　スキルアップ研修や職員間での意見交換により、利用者の特性に合った適切な支援とは何か、職員の認識を深めるソフト面での改革を深化させたいと考えている。

○　施設運営にあたっては、老朽化した施設の改修等も必要と考えている。よりよい支援の提供が困難な要因には、施設環境の問題もある。特に養育園第２寮については、行動障害・強度行動障害の児童が安全に暮らせる環境になっていない。

○　県立施設の環境整備は県が主体で実施することだが、事業団が独自に実施できることはリアルタイムで実行していくつもり。

○　診療室を今後も継続していく場合は非常に高価な医療器具等の更新も必要。そういった更新コストも考慮した上で、医療的ケアが必要な利用者への支援のあり方を検討し、診療室のあり方・必要性について判断する必要があるのではないか。

○　指定管理を受けている県立施設を今後どう運営していくか。今年は障害者計画の策定の年なので、袖ヶ浦福祉センターだけで考えるのではなく、県全体の障害者支援を考える中で位置付けられるべき。障害（児）者によりよい支援を提供していくために、更生園９０名・養育園８０名の定員は今後必要ではないのではないか。

○　事業団・センターの改革にはソフト面の改革だけでは不十分で、建物の建替え等を含めた抜本的な改革が必要と考えている。特に、センターの２つの施設（養育園・更生園）の小規模化（ダウンサイジング）により、利用者の特性に合った支援を行う必要性を感じている。

○　これまで、センターの役割として、強度行動障害者の支援を掲げて引き受けてきた。これからは、センターだけが強度行動障害者の支援を掲げて引き受けるのではなく、県内各地域で強度行動障害者を引き受けられる体制を整備すべきではないか。

○　検証委員会の最終報告が出てから動くのではなく、自分たちが事業団の中で施設を運営してきた経験を活かし、スケジュール管理をして課題に取り組んでいきたい。

２　意見交換概要

○　人員配置について

・現状、理事長が養育園と更生園の施設長を兼任しており、なるべく早くに、専任の施設長を置く必要がある。

・リーダー育成は法人としての使命。ただ、今は早くにリーダーを置いて改革をすすめる必要があるので、外から招聘するのか内部昇格でいくのか、その辺の判断を、この先なるべく早くにやっていきたい。

・県が責任を持って人員を見つけてくることも考えるべきでは。

○　今後の改革について

・検証委員会・理事運営会議ともダウンサイジングと強度行動障害者支援の地域拠点化が必要との認識は一致している。

・その方向で夏頃までに事業団としても案を出していきたい。

・どういう方針が出るにしても、現に利用者がいるのであり、一気にダウンサイジングをして定員を下げるということではない。

○　計画相談

・外部の相談支援事業所での作成を働きかけているが、各相談支援事業所が手一杯のため、外部の相談支援事業所による作成はなかなか進んでいない。県からも働きかけるべき。

第１０回第三者検証委員会理事長報告概要

１　報告概要（※理事運営会議で議論されているセンター改革案について報告された。）

【改革検討の背景について】

○　社会福祉事業団において、事業規模に見合うガバナンスが欠如し、外部との交流機会等も乏しかった。

○　指定管理部門と自主事業部門で職員配置のバランスが保たれていなかった。

○　養育園においては、児童数に比して狭隘な居住環境が支援内容にも影響していた。

○　養育園・更生園とも、利用者の暮らしの快適性と個別性が確保される環境になっていない。

【センター及び事業団の役割の見直しについて】

○　県内民間施設における強度行動障害支援の進展をみるに、センターのみが県立施設として支援するといった理念は薄れつつある。

○　今後、事業団は一社会福祉法人にシフトする準備をすべきと考えている。

○　養育園については、児童福祉法等の公的責任の見地から、県立施設としてのあり方をさらに検討する必要がある。

【改革の基本となる考え方について】

○　ガバナンスのきく事業規模とし、利用者の暮らしの快適性・個別性を確保するため、適正定員を定める（ダウンサイズを図る）。

○　養育園は、定員を削減し個室・小規模ユニット化を図る。現状では県内の障害児入所施設定員が不足しているため、県内に施設の増設等（新規の障害児入所施設の整備又は障害者入所施設での併設型障害児施設の設置等）が不可欠となり、施設整備関係補助金の優先的配分及び上乗せ補助による民間社会福祉法人での施設整備の誘導が必要となる。

○　更生園は、高齢・重介護の方及び行動障害のある方の移行を進める。高齢・重介護の方の移行に当たっては、身体障害者療護施設における施設整備、行動障害のある方の移行に当たっては、施設整備関係補助金の優先的配分及び上乗せ補助等による強度行動障害の方に対応したグループホームの建設や支援棟の整備、また、職員配置加算特例の拡充等が必要となる。

【改革実施計画案について】

○　指定管理部門（養育園・更生園・診療室）と自主事業部門の切り離し、指定管理部門への特化について検討する。

○　診療室については、内部的には医療機器等の老朽化の問題、事業規模の変更等に伴う精神科医常駐体制の見直し、また、外部的には、民間医療機関による外来診療へのシフト等の課題があり、今後のあり方を検討する。

○　直接的処遇の面だけでなく、現在の事務局等の間接運営部門についても整理する。

○　職員研修に関して、階層別、経験別に分けて、職員の適性に合わせた研修を充実させる。

○　利用者を守っていくという視点から、家族の役割は大きい。家族会等を通じて家族の方々と利用者、職員間の関係を強化していく。

○　閉鎖施設の解体更地化等による環境美化・環境整備を図る。

○　現施設の施設整備についても検討していく。

○　組織の運営体制や就業規則、給与規程についても、早期に見直しに着手する。

２　意見交換概要（※主に委員同士の意見交換）

【ダウンサイズについて】

○　センター（更生園）で障害が比較的軽度の方から移行した場合、最終的に重度の方がセンターに集中して残る可能性がある。移行にあたっては、センターに重度の方が過度に集中しないよう、入所者の構成バランスも考慮する必要がある。

○　養育園はダウンサイズすべきだが、県内には障害児入所施設が無い地域もあり、養育園の定数減分は県として施設整備を支援する等の施策を打ち出すべき。

○　今後のセンターのあり方を考えていく上で、まずは自主事業を切り離して整理する方が良いのではないか。

【強度行動障害支援について】

○　センター（更生園）の強度行動障害支援事業は、全国的にも稀有で意味がある事業だが、福祉型のサポートだけでは限界があるので、利用者の状態が悪化した際にはスムーズに医療との連携を図れるとよい。

○　千葉県全体での強度行動障害者の受入れについて、県による支援体制等の整備が必要。

【施設の開放性について】

○　閉鎖的な施設環境や閉鎖施設の存置などハード面での問題への対応と同時に、ソフト面でも、家族会の開催だけでなく、パーソナルサポーターの派遣なども含め、施設の開放性を高め、社会との繋がりを強化していかなければならない。